

令和4年9月1日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

指定障害福祉サービス事業等の運営規程の参考例の一部改正について

このことについて、指定障害福祉サービス事業等の運営規程の参考例を一部改正し、岐阜県ホームページに掲載しましたので、お知らせします。

記

- 指定障害福祉サービス事業等の運営規程の参考例
 - 1. 居宅介護・重度訪問介護及び同行援護
 - 2. 行動援護
 - 3. 療養介護
 - 4. 生活介護
 - 5. 短期入所
 - 6. 共同生活援助（介護サービス包括型）
 - 7. 日中サービス支援型共同生活援助 （新規作成）
 - 8. 外部サービス利用型共同生活援助
 - 9. 障害者支援施設
 - 10. 自立訓練（生活訓練）
 - 11. 自立訓練（機能訓練） （新規作成）
 - 12. 就労移行支援
 - 13. 就労継続支援A型
 - 14. 就労継続支援B型
 - 15. 就労定着支援
 - 16. 多機能型（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援B型）
 - 17. 一般相談支援

- 指定障害児通所支援事業等の運営規程の参考例
 - 1. 児童発達支援
 - 2. 児童発達支援センター

3. 医療型児童発達支援
4. 放課後等デイサービス
5. 居宅訪問型児童発達支援
6. 保育所等訪問支援
7. 多機能型（児童発達支援、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）
8. 福祉型障害児入所施設
9. 医療型障害児入所施設

○ 主な改正内容

- ・「日中サービス支援型共同生活援助」及び「自立訓練（機能訓練）」の運営規程を新規作成した。
- ・令和4年度から「虐待の防止」及び「身体的拘束等の禁止」が義務化されたのに伴い、「虐待の防止」の条項を改正し、「身体的拘束等の禁止」の条項を加えた。

○ 岐阜県ホームページアドレス

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2735.html>

所属	岐阜県健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係		
係長	若原	担当	信田
電話	058-272-1111 内 2686		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		